

# 津市ふるさと津かがやき寄附私立学校応援交付金交付要綱

令和4年3月31日訓第36号

(趣旨)

第1条 この要綱は、ふるさと納税の寄附金（以下「寄附金」という。）を活用して本市の区域内に存する私立学校の教育環境の充実を支援するため、津市補助金等交付規則（平成18年津市規則第44号。以下「規則」という。）の規定に基づき交付金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「私立学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する高等学校及び大学であって、本市の区域内に存する私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人（以下「学校法人」という。）が設置したものをいう。

(名称)

第3条 第1条の交付金は、「ふるさと津かがやき寄附私立学校応援交付金」（以下「交付金」という。）と称する。

(交付の対象)

第4条 交付金は、市長が別に定める方法により登録を行った学校法人（以下「交付対象者」という。）に対し、教育環境の充実のために要する費用（以下「交付対象経費」という。）をその対象として、これを交付するものとする。

(交付金の額)

第5条 交付金は、交付対象経費に相当する額（当該額が交付金の交付を受ける年度の初日の属する年の前年の1月1日から12月31日までの間における交付対象者の設置する私立学校を指定した寄附金の総額の100分の50に相当する額（当該額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）を超えるときは、当該額）に相当する額を限度とし、予算で定める範囲内において、これを交付するものとする。

(交付申請の期限)

第6条 規則第3条第1項の別に定める期日は、毎年5月31日とする。

(実績報告)

第7条 規則第12条の規定による実績報告書（規則第6号様式）の提出は、

交付金の対象となる教育環境の充実のための事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は交付金の交付の決定に係る会計年度が終了する日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を添えてこれを行わなければならない。

(1) 交付対象経費を支払ったことを証する書類の写し

(2) その他市長が必要と認める書類

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓は、令和4年4月1日から施行する。